



令和5年度特認校「関内小学校」入学・転学児童の募集

☎ 学校教育課学校教育係 (第2庁舎 ☎82-3298)
関内小学校 (☎23-2660)

「特認校制度」とは

児童生徒は、市教育委員会が定めた校区の学校に通学するのが基本ですが、保護者や児童が特認校への通学を希望し、一定の条件を満たしていれば、ほかの校区から特認校への転学や入学をすることが出来ます。

市内では、関内小学校を特認校に定めています(中学校や義務教育学校の特認校はありません)。

関内小学校の教育活動

自然環境に恵まれた関内小学校では、小規模の特色を生かして、一人ひとりの願いや思いを大事にした教育を進めています。

- 意欲や向上心を育てるための全員主役の教育
- 少人数指導で基礎基本の定着を図る取り組み
- 異学年集団活動による豊かな人間関係の育成
- 市の無形民俗文化財「伊達仙台神楽」保存会の方が、希望する児童たちに神楽を指導

入学の条件

対象

市内の小学校が義務教育学校前期課程に入学を予定している児童がすでに通学している児童

通学上の条件

- 遠距離通学が可能なこと
- 通学にかかる費用は保護者が負担すること

心身の条件

本来入学する学校とは別の学校に通学するという特殊な事情を考え、心身の状態がこれに耐えることができる児童であること

※市教育委員会では、必要に応じて指定する医師の診断を求める場合があります

その他

- 通学のため児童が保護者の家から離れて住むことは認められません。
- 一年以上の通年通学とし、短期間の通学は認められません。
- 関内小学校卒業後は、お住まいの校区の中学校や義務教育学校に進学します。

学校見学会を開催します

- 10月28日(金)：授業参観
12月10日(土)：授業参観
餅つき大会
1月30日(月)：新1年生体験入学
授業参観
豆まき集会
- ※学校見学や体験入学をご希望の方は、関内小学校に直接お問い合わせください



大滝区国際交流職員を紹介します

☎ 学校教育課学校教育係 (第2庁舎 ☎82-3298)

大滝区に新しい国際交流職員が着任しました。
これから、大滝徳舜警学校での外国語指導や国際理解のための交流推進など、地域で活動していきますので、よろしくお願いします。

はじめまして、ケイデン・ウォルターズです。
今年の1月に大学を卒業したばかりで、日本に来るのは今回が初めてです。
カナダのレイクカウチン町出身なので、大滝区のことにはよく聞いていて、ずっと行ってみたいと思っていました。
日本の文化や歴史、日本語を学ぶこと、地域の皆さんと仲良くなることを楽しみにしています。
レイクカウチン町と大滝区の交流の架け橋になりたいと思っていますので、皆さん、どうぞよろしくお願いします。



ケイデン・ウォルターズさん



子育て支援員研修 受講生募集

申込先・圖 室蘭市子育て支援課子ども育成係 (室蘭市幸町1-2 ☎0143-25-2400)

西胆振3市3町(室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町)では、子育て支援の担い手になる人材を養成する研修を開催します。子育て支援に関わる仕事に携わりたいと思っている皆さん、子どもたちへの思いや育児経験を仕事にできる「子育て支援員研修」を受講してみませんか。

子育て支援員とは

国が定めた研修(「基本研修」と「専門研修」)を修了し、保育や子育て支援分野の各事業などに従事する上で、必要な知識や技能などを修得したと認められる方です。

研修内容

保育所での補助業務などのほか、幼稚園での一時預かり事業に従事できる「基本研修」と「専門研修(地域保育コース・地域型保育)」を行います。

受講対象者

- 西胆振3市3町にお住まいで、次のどれかに該当する方
- 保育の仕事に関心があり、保育所などで補助的な業務に従事することを希望する方
- すでに保育所や幼稚園に就労している無資格の方
- すでに保育士資格を持っているが保育現場から離れている方(潜在保育士)で、復帰を検討・希望する方

日時

- 基本研修 12月26日(月)・27日(火)
- 専門研修 令和5年1月5日(木) 13日(金)のうち6日間

午前10時30分～

午後4時30分

研修場所

北海道福祉教育専門学校

(室蘭市母恋北町1-5-11)

定員

- 基本研修 40人程度
- 専門研修 40人程度

受講費

無料

※テキスト代(3千円)・昼食代は自己負担

申込方法

二次元コードの申請フォームから、受講申込書に必要事項を記入し、申込先に持参・郵送のどちらかの方法で提出してください。

申請フォーム



申込期間

10月1日(土)～31日(月)



母子家庭等自立支援給付金事業のお知らせ

圖 子育て支援課児童家庭係 (市役所1階⑥番窓口 ☎82-3194)

市では、ひとり親家庭の母か父に、職業能力開発や経済的自立に有効な資格取得のための給付金を支給しています。どの給付金も支給条件がありますので、希望する方は必ず事前にご相談ください。

自立支援教育訓練給付金

職業能力開発のために市が指定する講座(雇用保険制度の教育訓練給付金指定講座)を受講した場合、講座終了後に受講費の一部を支給します。

支給額

本人が支払った経費の6割相当額(1万2千1円)×修学年数×40万円の間、最大160万円

※雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額との差額(下限は1万2千1円)

高等職業訓練促進給付金

経済的な自立に有効な資格(看護師・保育士・介護福祉士・調理師など)を取得するため、養成機関で1年以上修業するとき、修業期間中(上限4年)に生活費の一部を支給します。また、資格を取得し養成機関を卒業したときは、一時金として修了支援給付金を支給します。

支給額

市民税課税世帯と非課税世帯とで異なりますので、担当にお問い合わせください。